

# 公 示 書

国土交通省共済組合中部地方整備局支部が運営する食堂において、食堂の経営を希望する委託業者の公募を次のとおり公示する。

令和6年9月30日

国土交通省共済組合  
中部地方整備局支部長 佐藤 寿延

## 1. 公募に付する事項

- (1) 件名 国土交通省共済組合中部地方整備局支部の委託による、名古屋合同庁舎第2号館内における食堂の経営
- (2) 募集業者数 1者
- (3) 施設所在地 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号  
名古屋合同庁舎第2号館 地下1階
- (4) 使用料等 施設使用料無償、光熱水料及び廃棄物処理費は有償
- (5) 委託契約期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで  
ただし、必要に応じて5年を超えない期間で一度に限り更新することができる。

## 2. 対象業者

国土交通省共済組合中部地方整備局支部の委託を受けて、名古屋合同庁舎第2号館において、食堂の経営を希望する者で、次に掲げる要件を全て満たす者。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者で適正な契約の履行が確保される者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与

- するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 「4. 公募説明会」に参加し、経営応募書等作成に関する説明を受けていること。

### 3. 対象施設の概要

施設名	名古屋合同庁舎第2号館(食堂)
所在地	名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館 地下1階
面積	食堂：146.24㎡、厨房：107.23㎡ 事務室：11.27㎡、倉庫：14.57㎡
職員数	約1,000人

### 4. 説明書の交付および公募説明会

説明書の交付期間等は以下のとおりとする。応募条件となる公募説明会では施設の概要及び設置条件、経営応募書類等の作成に関する説明を行うので、令和6年11月12日(火)16時までに下記問い合わせ先へ電話で申し込みのうえ、必ず説明を受けること。説明を受けなかった者の応募は受け付けない。

#### 【説明書の交付期間等】

期 間：令和6年9月30日(月)から令和6年11月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時から16時まで

場 所：名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館5階  
国土交通省中部地方整備局 総務部厚生課

#### 【公募説明会】

期 間：令和6年11月13日(水)又は14日(木)

時 間：30分程度 説明会開始時間は申込時にお知らせ予定。

問合せ先：国土交通省中部地方整備局 総務部厚生課

電話 052-953-8140

### 5. 経営応募書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限：令和6年12月9日(月)16時00分

(2) 提出場所：〒460-8514

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館5階  
国土交通省中部地方整備局 総務部厚生課

- (3) 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）又は託送（書留郵便と同等のものとする）すること。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 経営応募書の作成及び提出に要する費用は、公募に参加する者の負担とする。
- (3) 経営応募書に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書を無効とする。
- (4) 提出のあった経営応募書は、原則返却しないものとする。